

諮問番号 令和5年度諮問第1号  
答申番号 答申第1号  
答申日 令和6年6月18日

審査庁 いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市行政不服審査会  
会長 伊 藤 裕 印

答 申

令和6年2月8日付けい納税第1939号により諮問のあったことについては、  
下記のとおり答申します。

記

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、いなべ市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して行った令和5年6月20日付令和5年度固定資産税第1期督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めて審査請求をした事案である。

### 第3 事実関係

#### 1 事件の概要

- (1) 平成17年3月10日、審査請求人は、●●●●と養子縁組をし、●●●●の長女●●●●と婚姻した。
- (2) 平成20年9月8日、●●●●は死亡し、相続が開始された。法定相続人は●●●●と審査請求人であった。
- (3) 平成22年2月5日、審査請求人は、●●●●の求めに応じ、「相続分のないことの証明書」（特別受益証明書）に署名し、実印で捺印して、印鑑登録証明書とともに●●●●に渡した。
- (4) 令和元年5月9日、審査請求人は、●●●●と離婚した。
- (5) 令和4年2月21日、審査請求人は、家庭裁判所の許可を得て亡●●●●

- と離縁した。
- (6) 賦課期日である令和5年1月1日時点において、家屋補充課税台帳に所有者として登録されていたのは亡●●●●であった。
  - (7) 令和5年4月7日、処分庁は、令和5年度固定資産税納税通知書を●●●●及び審査請求人に送付し、納税の告知をした。
  - (8) 令和5年度固定資産税第1期の納期限は、令和5年5月1日であった。
  - (9) 令和5年6月20日、処分庁は、納付の事実を確認できなかったため、本件処分をした。

## 2 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第343条第1項において、「固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。」及び同条第2項において、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。」と規定されている。
- (2) 地方税法第359条において、「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」と規定されている。
- (3) 地方税法第371条第1項本文において、「納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。」と規定されている。
- (4) 地方税法第9条の2第1項前段において、「相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。」及び同条第2項前段において、「地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分の

うちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の1人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。」と規定されている。

- (5) 民法（明治29年法律第89号）第915条第1項前段において、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」、同法第938条において、「相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。」と規定されている。
- (6) 民法第903条第2項において、「遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。」と規定されており、それを証明したものが特別受益証明書とされている。

### 3 審理員による審理手続及び審査会による調査審議の経過

- (1) 令和5年8月31日、審査請求人は、処分庁に対し本件処分について審査請求を行い、処分庁は、同年9月1日に受け付けた。
- (2) 同月8日、審査庁は、い納税第987号により審理員として総務部●●●●課課長の●●●●●を指名し、本件審査請求について「固定資産税督促処分取消事件」と記載することとした。
- (3) 同月14日、審査庁は、い納税第1029号により●●●●●の指名を取り消し、新たに総務部●●●●●課課長の●●●●●を指名した。
- (4) 同年10月6日、処分庁から審理員に対し弁明書が提出された。
- (5) 同年11月7日、審査請求人から審理員に対し反論書が提出された。
- (6) 令和6年1月31日、審理員から審査庁に対し審理員意見書が提出された。
- (7) 同年2月8日、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、審査庁から当審査会へ諮問書が提出された。
- (8) 同月16日、当審査会は、審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知した。
- (9) 同月21日、当審査会は、第1回行政不服審査会にて調査審議を行った。
- (10) 同月28日、当審査会は、審査庁へ主張書面又は資料の提出を依頼した。
- (11) 同月28日、当審査会は、審査関係人へ口頭意見陳述の申立てについて確認書を送付した。
- (12) 同年3月1日、審査請求人から主張書面が提出された。

- (13) 同月6日、審査庁から主張書面及び資料が提出された。
- (14) 同月13日、当審査会は、第2回行政不服審査会にて市税事務担当職員の出席を求め、調査審議を行った。
- (15) 同年4月24日、当審査会は、第3回行政不服審査会にて答申の検討を行った。

#### 第4 審理員意見の要旨

##### 1 審理段階における審理関係人の主張

###### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

###### ア 固定資産税の賦課処分が違法なものであるか否かについて

今回特別受益証明書の市への提出により、平成22年2月5日付けで、被相続人亡●●●●名義の遺産は、すべて●●●●が相続したことが明らかになったことから、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分は違法なものとなる。

###### イ 本件処分が違法なものであるか否かについて

令和5年度の固定資産税の賦課処分が違法なものであるから、その後の本件処分も違法なものであり、取り消されるべきである。

###### (2) 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の却下又は棄却を求めている。

###### ア 固定資産税の賦課処分が違法なものであるか否かについて

家屋補充課税台帳に所有者として登録されていたのは、平成20年9月8日に死亡した亡●●●●である。そのため、亡●●●●名義の令和5年度固定資産税の納税義務は、相続人である●●●●及び審査請求人が連帯して負っている。また、処分時点で家屋補充課税台帳の所有者名義の変更手続が取られていないことから生じた賦課処分であって、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分は法律の規定に従った適正な処分である。

###### イ 本件処分が違法なものであるか否かについて

亡●●●●の相続人である●●●●及び審査請求人から納期限までに納付がされなかったため、本件処分を行ったものであって、本件処分は法律の規定に従った適正な処分である。

##### 2 審理段階における論点整理

- (1) 固定資産税の賦課処分が違法なものであるかについて判断する必要がある。
- (2) 本件処分が違法なものであるかについて判断する必要がある。

### 3 審理員意見の理由

- (1) 固定資産税の賦課処分が違法なものであるか否かについて
  - ア 家屋補充課税台帳に所有者として登録されていたのは、亡●●●●であり、平成20年9月8日に死亡していることから、亡●●●●名義の令和5年度固定資産税の納税義務は、相続人である●●●●及び審査請求人にある。
  - イ 審査請求人は、令和4年2月21日に亡●●●●と離縁しているが、死後離縁に当たるため相続人の立場を失うものではない。
  - ウ 審査請求人は、今回特別受益証明書の提出により、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分が違法なものとなると主張している。しかし、本来であればなされるべきであった、家屋補充課税台帳の所有者名義変更手続を怠ったことが賦課処分に至った原因である。そのため、賦課処分において重大かつ明白な違法性があったとは認められない。
  - エ 審査請求人は、家屋補充課税台帳の所有者名義の変更手続がなされていないことを知らされていなかった旨を主張している。しかし、審査請求人宛ての納税通知書が送達され、固定資産税（土地・家屋）課税明細書に審査請求人の名前と被相続人●●●●の氏名が記載されていた事実から、そのような状況にあることを把握することは容易である。把握まではできなかったとしても、課税内容に疑義有りとして市に問合せを行えばすぐに判明した事実である。そのため、賦課処分の手続上の瑕疵があるとは認められない。

さらに、審査請求人は亡●●●●名義の平成29年度から令和4年度までの固定資産税について、令和5年6月12日及び令和5年6月20日の2回に分けて納付をしている。この際に、自分にも納税義務があることを理解した上で、自分の意思で納付を行っている（三重地方税管理回収機構移管時折衝記録「個票記事一覧」参照）。これは納税義務の承認行為でもある。
  - オ したがって、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分に違法性はない。
- (2) 本件処分が違法なものであるか否かについて
  - ア 令和5年度固定資産税第1期の納期限は令和5年5月1日であった

- が、同日を経過してもなお納付がされなかったことは事実である。
- イ 督促状の発送は地方税法第371条で義務付けられたものであり、本件処分は法律の規定に従った適正な処分である。
- ウ したがって、本件処分に違法性はない。

## 第5 審査会による調査審議における審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人が作成し、●●●●に交付した特別受益証明書により、平成22年2月5日被相続人亡●●●●名義の全遺産を、●●●●が単独で取得する旨の遺産分割協議が成立したものと認められる。
- (2) ●●●●は、家屋課税補充台帳の所有者名義の変更手続きをしなかったが、審査請求人は特別受益証明書を●●●●に交付した時点で自分は何も相続したものはないと考えたものである。
- (3) 審査請求人は、被相続人亡●●●●名義の平成29年度から令和4年度までの固定資産税について、2回に分けて納付しているが、処分庁に言われるまま納付したものであり、審査請求人の真意に基づくものではない。

### 2 審査庁の主張の要旨

- (1) 審理員意見書にあるとおり、本審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- (2) 本審査請求にて添付された特別受益証明書の確認をもって、処分庁は、直ちに審査請求人を納税義務者から除外し、令和6年度も納税義務者から除外する考えである。
- (3) 令和元年6月19日に行われた納税相談の際、処分庁から相続放棄の手続きを提案したが、審査請求人は、相続放棄することには抵抗があり、そこまでの決断はできないと語っていたことから、相続人とし続けたものである。

## 第6 論点整理

### 第4 2のとおりである。

## 第7 答申の理由

### 1 認定した事実

- (1) 審査請求人が平成22年2月5日付けで特別受益証明書を交付したこ

とで、被相続人亡●●●●の全遺産を●●●●が単独で取得する旨の遺産分割協議が成立した。

- (2) ●●●●は、当該特別受益証明書を用いて、被相続人亡●●●●名義の土地（宅地、田、畑、山林）を名義変更しているが、家屋課税補充台帳の所有者名義変更手続はしていない。
- (3) 審査請求人及び●●●●からは、家庭裁判所が交付する相続放棄受理証明書は提示されておらず、経過詳細一覧中、令和元年6月19日に審査請求人が来庁した際、審査請求人は、相続放棄の手続についてはそこまでの決断はできないと語っている。

## 2 論点に対する判断

- (1) 固定資産税の賦課処分が違法なものであるか否かについて

審査請求人は、特別受益証明書により被相続人亡●●●●の全遺産を●●●●が取得する旨の遺産分割協議が成立しており、平成22年2月5日以降は被相続人亡●●●●の遺産を何も取得していないから、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分は違法なものと主張する。

しかしながら、審査請求人及び●●●●は家屋補充課税台帳の所有者名義の変更手続をおこなわず、処分庁が上記特別受益証明書の存在を知ったのは審査請求人からの審査請求書を受け付けた令和5年9月1日である。

審査請求人が法律に基づいた相続放棄の手続を行った事実を認めるに足りる証拠は無く、法定相続人であることに変わりないから、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分に違法性は認められず、令和5年度の賦課処分は適法に行われたと判断する。よって当該主張は、採用することはできない。

- (2) 本件処分が違法なものであるか否かについて

審査請求人は、平成23年度以降の固定資産税の賦課処分は違法なものであり、令和5年度の固定資産税の賦課処分はもとより、その後の本件処分も違法であり、取り消されなければならないと主張するが、(1)の判断理由により本件処分についても違法性は認められない。よって当該主張は採用することはできない。

## 第8 まとめ

以上のことから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の意見は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

## 第9 付言

本件審査請求に対する審査会の結論は、第1のとおりであるが、調査審議において、特別受益証明書が存在を市側がもっと早い段階で知る機会があったのではないかと、また、市民は、家屋補充課税台帳の所有者名義変更手続をどのように知ることができるのか、について意見が出され、市税事務担当職員に出席を求めた機会にその点を確認した。家屋補充課税台帳の所有者名義変更手続の周知については、現在は、死亡手続の際に案内書面を手渡しているほか、市ホームページ上に掲載されているとのことであるが、当該手続の周知方法等について、改めて確認ないし検討するよう努められたい。

### いなべ市行政不服審査会委員

| 役 職  | 氏 名   | 備 考     |
|------|-------|---------|
| 会 長  | 伊藤 裕  | 元鈴鹿大学教授 |
| 会長代理 | 杉岡 治  | 弁護士     |
| 委 員  | 中川 由美 | 弁護士     |
| 委 員  | 三田 泰雅 | 四日市大学教授 |
| 委 員  | 米田 真里 | 朝日大学教授  |

以上